



2026年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社ファインシンター
代表者名 代表取締役社長 山口 登士也
(コード番号 5994)
問合せ先 常務取締役コーポレート本部長 小林 努
(TEL 0568-88-4355)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年4月28日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を2026年6月25日開催予定の第77期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築、取締役の経営責任の明確化等を目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮するものです。
- (2) 取締役の任期短縮に伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的に、取締役会の決議によって剰余金の配当等の実施を可能とするものです。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えることを目的に、補欠監査役に関する規定を新設するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2026年6月25日(予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>	(削除)
第8条～第20条 (条文省略)	第7条～第19条 (現行どおり)
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
第22条～第29条 (条文省略)	第21条～第28条 (現行どおり)
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 32 条～第 40 条 (条文省略)	第 31 条～第 39 条 (現行どおり)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
(中間配当の基準日) 第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。	(削除)
第 43 条 (条文省略)	第 42 条 (現行どおり)